

# 川崎市病院局認定看護師等教育機関派遣要綱

20川病総庶第305号

平成20年6月10日

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号）別表第4病院企業職給料表（4）の適用を受ける助産師及び看護師（以下「看護職員」という。）の認定看護師、専門看護師又は診療看護師の資格取得に係る公益社団法人日本看護協会等が認定した認定看護師教育機関の認定看護師教育課程、一般社団法人日本看護系大学協議会が認定した看護大学大学院又は一般社団法人日本NP教育大学院協議会が認定した看護大学大学院（以下、「認定看護師等教育機関」という。）への派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣職員選考)

第2条 病院局長は、次に掲げる方法により、認定看護師等教育機関へ派遣する看護職員（以下「派遣職員」という。）を決定するための選考（以下「派遣職員選考」という。）を実施する。

(1) 小論文

(2) 面接

(派遣職員選考の申込資格)

第3条 派遣職員選考の申込みができる者は、看護職員であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 認定看護師等教育機関に係る入学試験の受験資格を有している者

(2) 病院局長が指定する看護分野への受験を希望する者

(3) 派遣職員選考の実施年度の4月1日現在において看護職員として市立病院での在職期間が5年（専門看護師及び診療看護師にあつては、かつ、看護

経験が10年)以上である者

(4) 認定看護師にあつては、川崎市立病院看護部人材育成計画に定めるキャリアラダー段階別評価におけるラダーⅣを認定された者、又専門看護師及び診療看護師にあつては、川崎市立病院看護職員人材育成計画に定めるキャリアラダー段階別評価におけるラダーⅤを認定された者

(5) 専門分野において、自己研鑽する意思のある者

(6) 派遣終了後、引き続き市立病院に在職し、5年(専門看護師及び診療看護師にあつては10年)以上、病院局長が指定する看護分野において、その取得した資格を活用して看護業務を実践する意思がある者

(7) 勤務成績が良好であり、かつ、心身ともに健康である者

(申込書等の提出)

第4条 派遣職員選考を受けようとする看護職員は、別に指定する期日までに、

「病院局認定看護師等教育機関派遣職員選考申込書」(別記様式)を、事前に所属する病院の副院長兼看護部長の承諾を得た上で、病院長を経由して病院局長に提出しなければならない。

(派遣候補者の決定)

第5条 病院局長は、派遣職員選考の結果に基づき、派遣候補者を決定する。

(派遣職員の決定)

第6条 病院局長は、前条の派遣候補者が認定看護師等教育機関の入学試験に合格したときは、当該派遣候補者を派遣職員として決定するものとする。

(派遣の期間)

第7条 派遣職員の認定看護師等教育機関への派遣の期間は、1年(看護大学大学院への派遣にあつては3年)を超えない範囲内において病院局長が必要と認める期間とする。ただし、病院局長は、災害、不慮の事故その他のやむを得ない事由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(派遣職員の人数)

第8条 派遣職員の人数は、川崎市病院局特定行為研修受講要綱（平成30年11月5日、30川病総庶第1310号）に基づく特定行為研修の受講者の人数と合わせて、別途定める。

(派遣職員の服務)

第9条 派遣職員の派遣期間における服務は出張とし、勤務地は認定看護師等教育機関の所在地とする。

2 派遣職員は、認定看護師等教育機関の研修日に研修以外の行動をする場合は、あらかじめ川崎市病院局企業職員服務規程（平成17年病院局規程第17号）等に従い、所定の手続をとらなければならない。

(報告書等の提出)

第10条 派遣職員は、次の各号に掲げる報告書等をそれぞれ当該各号に定める時期に病院局長に提出しなければならない。

- (1) 研修報告書 派遣の終了の日から1箇月以内
- (2) 認定看護師等教育機関の修了証の写し 当該修了証の交付の日から1箇月以内
- (3) 認定看護師にあつては、特定行為研修の修了証の写し 当該修了証の交付の日から1箇月以内
- (4) 認定看護師、専門看護師又は診療看護師の資格取得に係る認定証の写し 当該認定証の交付の日から1箇月以内

(派遣職員の決定の取消し)

第11条 病院局長は、派遣職員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による派遣職員の決定を取り消すものとする。

- (1) 市職員としての身分を失った場合
- (2) 心身の故障のため研修の実施又は継続が困難となった場合

(3) 認定看護師等教育機関での学業成績が著しく不良となった場合

(4) 派遣職員としてふさわしくない行為があった場合

(経費の負担)

第12条 認定看護師等教育機関への派遣に係る経費のうち、次に掲げるものについては、市が負担する。

(1) 入学料

(2) 授業料

(経費の返還)

第13条 派遣職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条各号に掲げる経費を速やかに市に返還しなければならない。ただし、病院局長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 第11条の規定により派遣職員の決定が取り消されたとき

(2) 派遣の終了の日から5年（専門看護師及び診療看護師にあっては10年）以内に市職員としての身分を失った場合

2 前項の規定による経費の返還は、原則として一括返還とする。ただし、やむを得ない事由があると病院局長が認める場合は、当該派遣職員からの申請に基づき、分割による返還を行うことができるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、病院局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 川崎市立病院認定看護師派遣要綱（平成18年10月30日付け18川病

総庶第659号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 旧要綱の規定に基づき派遣職員と決定された職員に係る派遣先、派遣期間、サービス、責務、派遣の取消しの手続、経費の負担及び経費の返還の手続については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年6月19日、21川病総庶第436号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成25年11月27日、25川病総庶第1310号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和元年7月24日、31川病総庶第681号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日、2川病総庶第2267号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和8年3月24日、7川病総庶第1973号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(川崎市病院局看護大学大学院派遣要綱の廃止)

- 2 川崎市病院局看護大学大学院派遣要綱(25川病総庶第1334号、平成25年11月27日)は、廃止する。

(川崎市病院局特定行為研修受講要綱の一部改正)

- 3 川崎市病院局特定行為研修受講要綱(30川病総庶第1310号、平成30年11月5日)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「川崎市病院局認定看護師教育機関派遣要綱」を「川崎市病院局認定看護師等教育機関派遣要綱」に、「認定看護師教育機関」を「認定看護師等教育機関」に改める。